

# 滋賀県動物愛護管理推進計画



平成20年7月

滋 賀 県

第1章 計画の趣旨および位置付け	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の基本方針	2
1 動物の愛護および管理に関して実施すべき施策に関する基本的な方針	2
2 動物の飼養および保管に関する基本事項	2
【参考】国の基本指針（概要）	3
第3章 具体的な取り組み	4
施策1 動物の適正飼養の推進	4
施策2 動物の終生飼養の推進	9
施策3 狂犬病予防の推進	12
施策4 動物取扱業の適正化	13
施策5 動物の返還・譲渡の推進	14
施策6 動物愛護の普及啓発	16
施策7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進	17
施策8 災害時等の体制整備	18
施策9 関係者間の協力体制の構築	19
第4章 計画の総合的な推進	21
【参考資料】用語集	22

## 第1章 計画の趣旨および位置付け

### 1 計画の趣旨

近年、核家族化や少子高齢化が進むとともに、動物を飼養する環境が整備される中で、犬、ねこなど動物の飼養志向が高まってきています。飼養動物が家族の一員として、あるいは人生のパートナーとして位置づけられ、生活の中で重要な部分を占めるようになってきています。

一方、飼養者の不適正な飼養管理、動物に関する知識の不足などにより、人への危害や近隣への生活環境被害など、動物の飼養をめぐる問題が多く発生しています。

このような動物に関する現状に対して、県では、動物が命あるものであることを基本に、動物について関心と理解を深め、動物を適正に取り扱い、飼養管理することにより、人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けてこの計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第104号）（以下、「動物愛護管理法」という。）」に基づき、国の示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年10月31日、環境省告示第140号）（以下「基本指針」という。）」に沿って、県が取り組む動物愛護および管理に関する具体的な計画として策定します。

### 3 計画の期間

平成20年度から平成29年度までとします。

## 第2章 計画の基本方針

### 1 動物の愛護および管理に関して実施すべき施策に関する基本的な方針

#### (1) 動物飼養者および動物取扱事業者の責任と義務の徹底

動物飼養者や動物を取り扱う事業者が、動物を適正に飼養管理し、人と動物双方の健康と安全を守るための責任と義務を徹底するための施策を進めていきます。

#### (2) 動物の愛護と動物に関する知識の普及啓発の推進

県民の動物愛護意識を高めるとともに、動物の適正な取り扱いに関する正しい知識の普及啓発を実施します。

#### (3) 関係機関、団体との連携と協働による施策の推進

計画の実施にあたっては、県と関係機関、団体および県民とが連携・協力できる仕組みをつくりまします。

### 2 動物の飼養および保管に関する基本事項

動物飼養者は、命ある動物に対し愛情を持って取り扱い、人と動物の共生に配慮するため、次の事を守らなければなりません。

#### (1) 動物の種類、生態、習性および生理に応じて適正に飼養し、終生飼養に努める。

#### (2) 動物が脱走したり、人に危害を加えないように適正に管理し、脱走した場合は飼養者が責任を持って捜索し、保護する。

#### (3) 動物の糞尿、汚物等を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にし、生活環境の保全に支障が生じない範囲の飼養頭数を保つようにする。

#### (4) 動物が、公共の場所や他人の土地等を、不潔にしたり損傷させないように努める。

#### (5) 動物由来感染症\*に関する知識を持ち、動物の適正な健康管理に努める。

## 【参考】基本指針概要（環境省告示第140号）

### 第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

- ・ 命に対する感謝と畏敬の念を動物の取扱いに反映すること
- ・ 飼い主は、動物の飼養・保管に伴う責任を十分に自覚すること
- ・ 動物の愛護および管理について国民的な合意形成をすること

### 第2 今後の施策展開の方向

#### 1 基本的視点

##### (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ

- ・ 多くの国民の共感を呼び、幅広い層の自主的な参加を促すことができる施策の展開が必要。

##### (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

- ・ 動物の愛護および管理に関する施策は、効果や結果がすぐには現れにくいいため、長期的な取り組みが必要。

##### (3) 関係者間の協働関係の構築

- ・ 国、自治体、関係団体等が適切な役割分担の下に、関係者のネットワークが重層的に作られていくようにすることが必要。

##### (4) 施策の実行を支える基盤の整備

- ・ 動物愛護推進員\*の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援
- ・ 動物愛護管理施設の拡充等

#### 2 施策別の取組

##### (1) 普及啓発

##### (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

##### (3) 動物による危害や迷惑問題の防止

##### (4) 所有明示（個体識別）措置の推進

##### (5) 動物取扱業\*の適正化

##### (6) 実験動物の適正な取扱いの推進

##### (7) 産業動物の適正な取扱いの推進

##### (8) 災害時対策

##### (9) 人材育成

##### (10) 調査研究の推進

### 第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

### 第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

### 第3章 具体的な取り組み

滋賀県では、動物の愛護および管理に関して実施すべき施策に関する基本的な方針に基づき、次の9つの施策について各種事業を実施します。

10年後の具体的な数値指標を次のとおり設定します。

[数値目標]		H18年度	H29年度
収容頭数の半減	犬	1,445頭	700頭
	ねこ	1,931頭	1,000頭
返還・譲渡率*の向上	犬	27.6 %	60 %
	ねこ	2.2 %	10 %

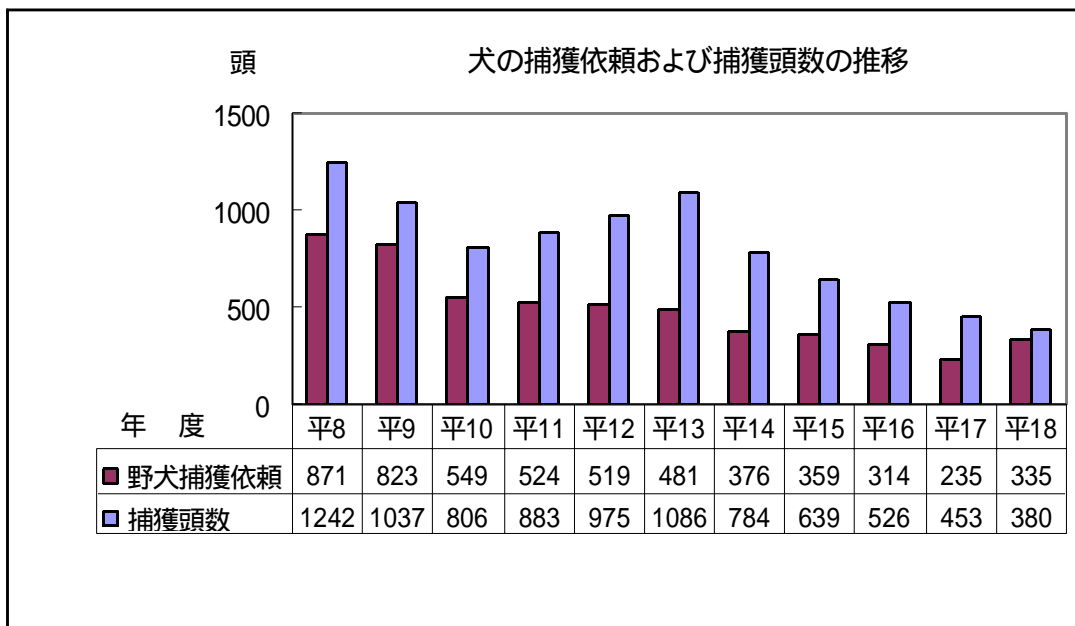
#### 施策1 動物の適正飼養の推進

##### 【現状】

##### 1 犬による危害

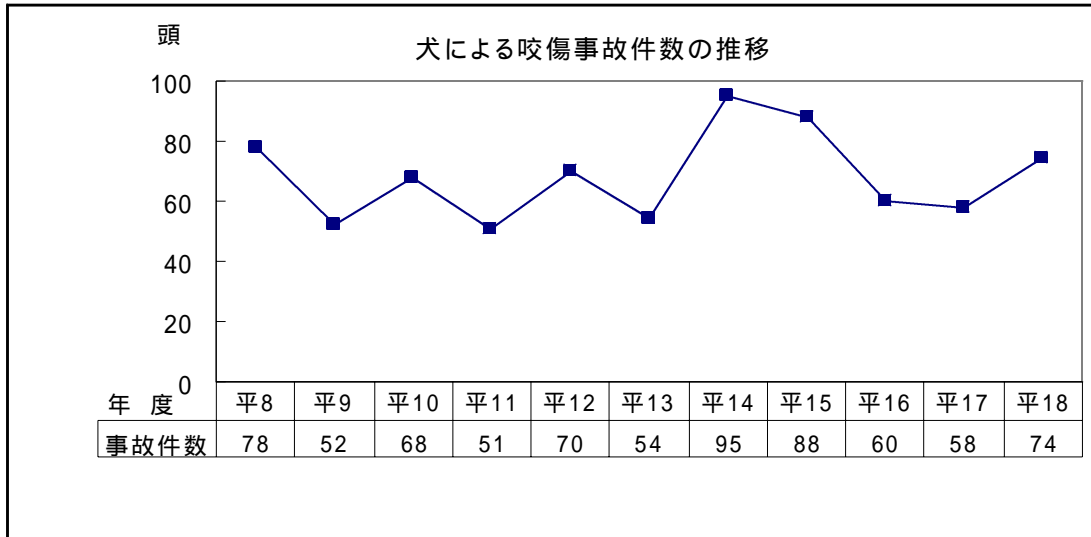
県では、「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）」および「滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年条例第13号）（以下、「条例」という。）」に基づき、犬による人への危害を防止するため、野犬等の捕獲収容\*を行っています。

県民から寄せられる野犬等の捕獲依頼は、昭和60年度の1,843件をピークに年々減少し、平成8年度から平成18年度までの10年間で約半数となりました。野犬等の捕獲頭数も、この10年間で約3分の1に減少しています。



犬による咬傷事故は、飼い犬によるものが多く、犬をつないでいる場所が不適切であることや、犬のしつけ不足が主な発生要因となっています。

年間の咬傷事故件数は、この10年間、県内では50件から100件の間で推移しています。



#### 咬傷事故の届出状況

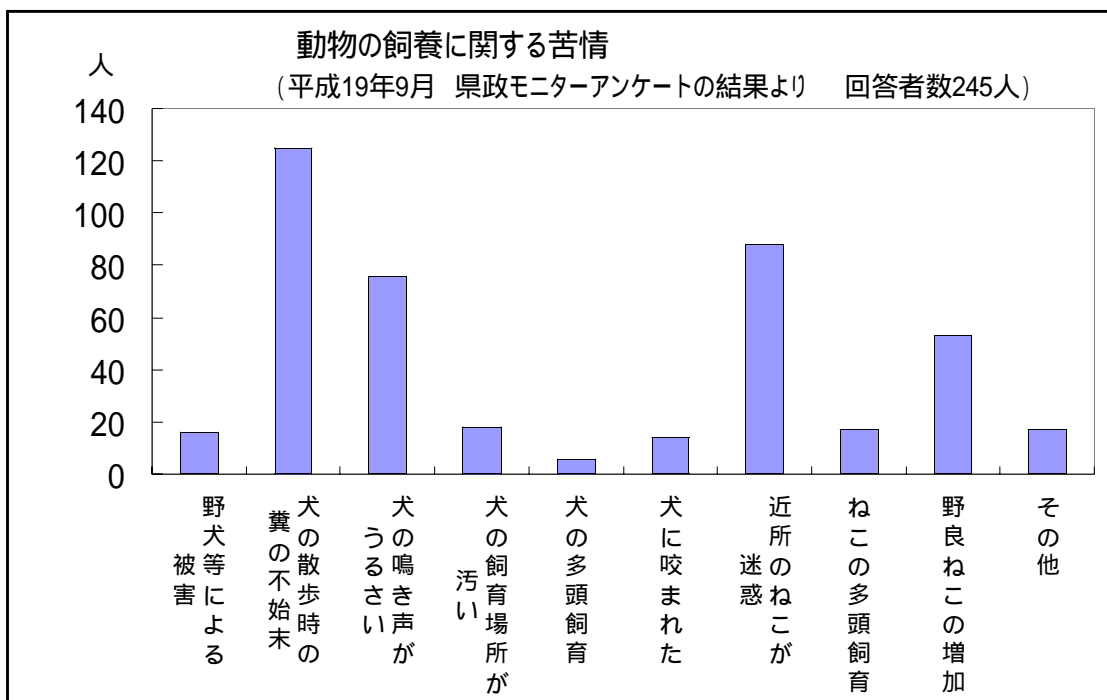
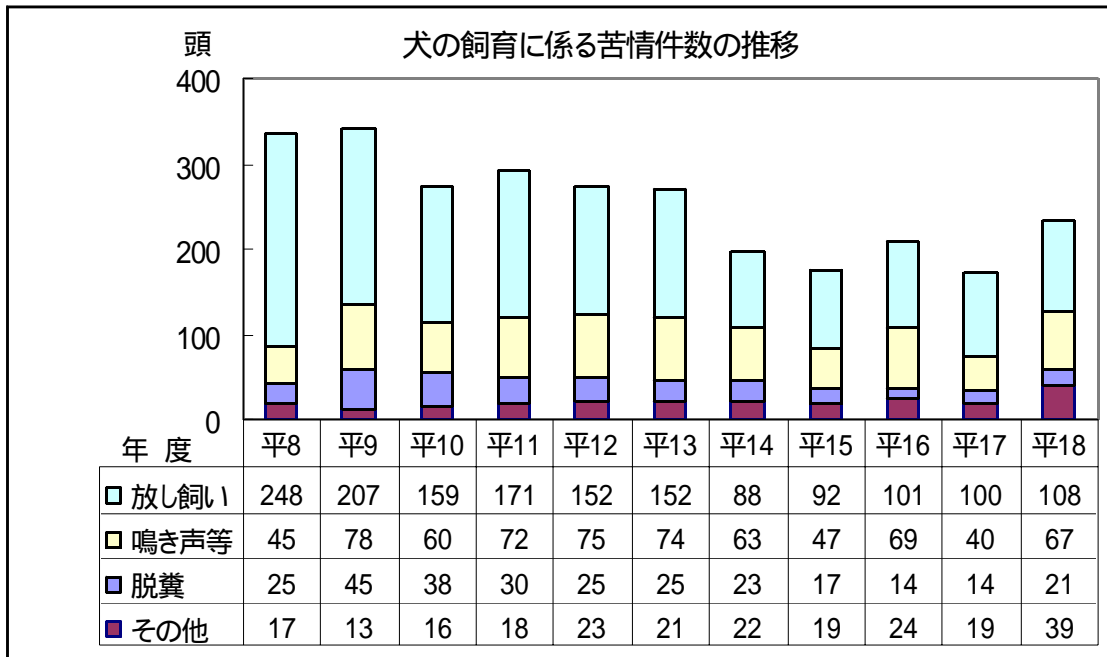
区 分		飼 い 犬				野犬 または 飼い主 不明犬		合 計	
		登録犬		未登録犬					
年 度		H8	H18	H8	H18	H8	H18	H8	H18
咬傷事故の件数		54	49	15	16	9	9	78	74
発生場所	犬舎等の周辺	25	26	6	9	-	-	31	35
	公共の場所	26	22	9	7	6	5	41	34
	その他	3	1			3	4	6	5
発生時における 被害者の状況	犬に手を出した	7	7	2	1	3	5	12	13
	けい留しようとした	3						3	
	配達・訪問等の際	6	8	1	4	-	-	7	12
	通行中	20	24	8	5	5	3	33	32
	遊戯中	4	2	1	1	1		6	3
	その他	14	8	3	5		1	17	14
発生時における 犬の状況	犬舎等にけい留中	21	16	3	3	-	-	24	19
	けい留して運動中	15	14	4	1	-	-	19	15
	放し飼い	9	8	7	10	-	-	16	18
	野犬等					6	1	6	1
	その他	9	11	1	2	3	8	13	21

## 2 犬・ねこの飼養に係る迷惑苦情

犬の放し飼い、散歩時の糞の処理、鳴き声による騒音、悪臭など、生活環境被害に関する苦情が、動物保護管理センターや保健所、市町に、寄せられています。

また、ねこについては、ねこの徘徊、野良ねこの増加など、生活環境上の苦情が寄せられています。

こうした苦情の多くは、飼養者の動物に関する知識およびマナーが不足していること、動物を命あるものとして、適正に取り扱う法令遵守の意識が不足していること、飼養者と近隣住民のコミュニケーションが不足していることが原因と考えられます。





### 3 適正飼養の普及啓発

動物保護管理センターは、「犬の飼い方講習会」を実施し、狂犬病予防法や動物愛護管理法などの法令遵守事項や、犬を飼うための心構え、注意事項などを講習しています。

また、犬のしつけの入門として「犬のしつけ方教室」を月2回開催しています。

平成18年度は、「犬の飼い方講習会」に 453人、「犬のしつけ方教室」に 203人の参加がありました。

### 4 特定動物の飼養

平成6年から、人に危害を加える恐れのあるトラ、クマ、ワニなどの動物（特定動物\*）の飼養については、条例に基づき知事の許可が必要となりました。平成17年には動物愛護管理法が改正され、法に基づく特定動物の飼養許可が必要になりました。

県では、飼養者が動物を適正に管理するよう、毎年1回以上、特定動物の飼養施設の立入検査を行っています。

特定動物飼養許可状況

（平成19年3月31日現在）

	動物区分	頭数
許可施設  26施設	テナガザル・オナガザル科	110
	チンパンジー	2
	ネコ科	6
	カミツキガメ科（ワニガメ）	3
	ニシキヘビ科	3
	アリゲーター科、クロコダイル科	8
	計	132

#### 【課題】

- 1 動物の飼養者に対して、動物について正しい知識を持ち、飼養者として人と動物に対して責任を果たすよう、意識を高めることが必要です。
- 2 飼い主のいないねこについて、住民間での相互理解を深め、地域の実情に応じた対応が必要です。
- 3 飼い犬による咬傷事故の原因を分析し、飼養者に対して事故発生防止に向けて的確な指導が必要です。
- 4 人への危害防止の観点から、特定動物の飼養保管について、法的規制の周知が必要です。

## 【具体的事業】

### 1 犬・ねこ等の適正飼養の推進

#### (1) 飼養者への適正飼養の啓発

##### ア) 飼養者への適正飼養の啓発

動物の飼養者は、人と動物にとって快適な環境を確保するため、動物の種類や習性などを理解し、適正に飼養管理することが重要です。県は、動物の適正飼養に係る知識の習得のため、動物の飼い方、特に犬のしつけ方について県民が気軽に学べる機会を提供するとともに、獣医師会や、しつけ方インストラクターなどの協力を得て、適正な飼養方法を学ぶための情報を提供します。

##### イ) 多頭飼養者への適正飼養の啓発

苦情の原因となる動物の鳴き声、臭いなどは、犬やねこの多頭飼養による場合が多く、このような飼い主には、よりいっそうの責任と義務を自覚することが求められます。多数の動物の飼養保管による周辺環境を損なう事態に適切に対応し、効果的に指導するため、多頭飼養者（施設）については、条例による届出、立入調査等の制度を検討します。

#### (2) 地域における適正飼養の啓発

犬・ねこなど、動物の飼養に起因する生活環境問題について、県および市町が連携して、住民間での相互理解を深め、地域全体で問題解決が図られるよう、地域講習会の開催や、自治会を通じた適正飼養の推進を行います。

特に、飼養者のいないねこによる生活環境への問題に対応するため、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成し、関係団体などの協力を得ながら人とねこの共生について地域全体の合意と協力が得られるよう努めます。

また、これらの普及啓発事業の実施のため、県・市町と動物愛護推進員やボランティアなどとの協働体制の仕組みづくりを進めます。

### 2 危害発生防止の推進

県は、犬による咬傷事故発生時には、飼い主に対して、当該飼い犬が獣医師に狂犬病\*の検診を受けるよう指導するとともに、再発防止のための飼養指導を迅速に行います。

また、咬傷事故の発生を防止するため、けい留方法、犬のしつけ方などの適正飼養管理および犬の被害に遭わないための方法などの啓発を行います。

### 3 特定動物の適正飼養の啓発

県は、特定動物の飼養者に対して、飼養施設基準の遵守、脱走防止措置、所有者明示措置\*などを適正に実施するよう立入検査を行います。

### 4 野生生物、外来生物の適正飼養啓発

野生生物、外来生物の飼養については、関係機関と連携し、関係法令に基づいて適正飼養および動物の遺棄防止を啓発します。

## 施策2 動物の終生飼養の推進

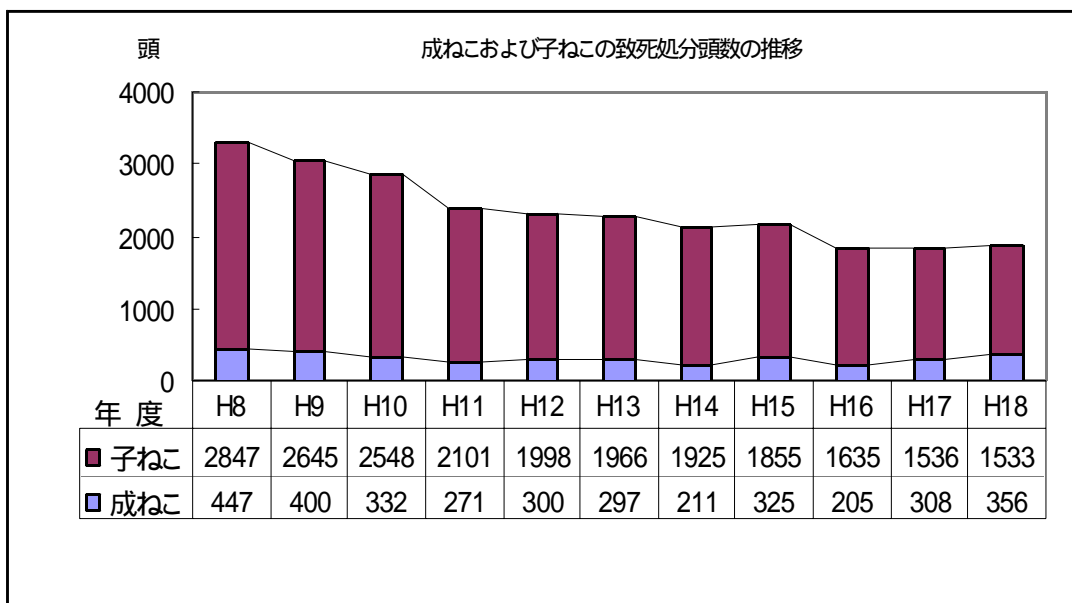
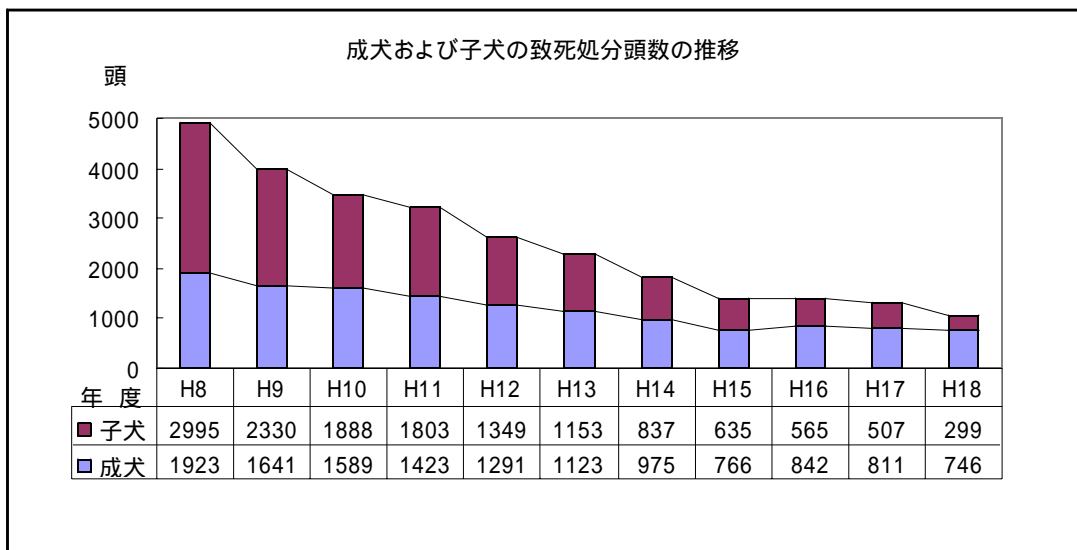
### 【現状】

#### 1 犬・ねこの致死処分

動物保護管理センターは、収容した犬・ねこを飼い主に返還または飼養希望者に譲渡するよう努めており、返還または譲渡できなかった犬・ねこについては、止むなく致死処分しています。

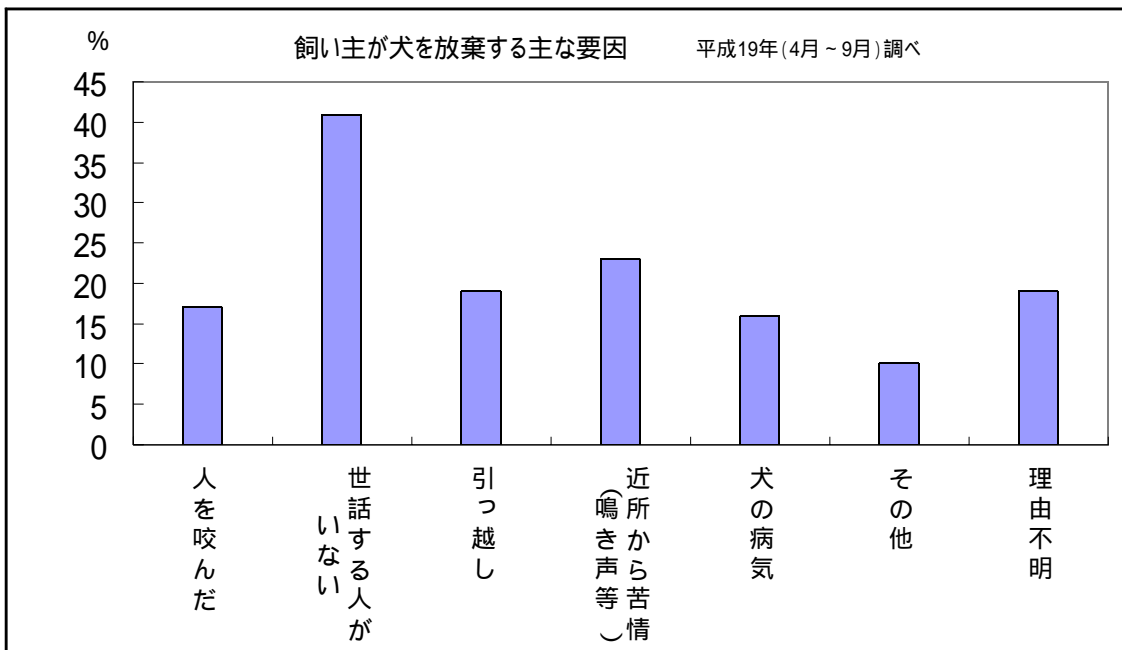
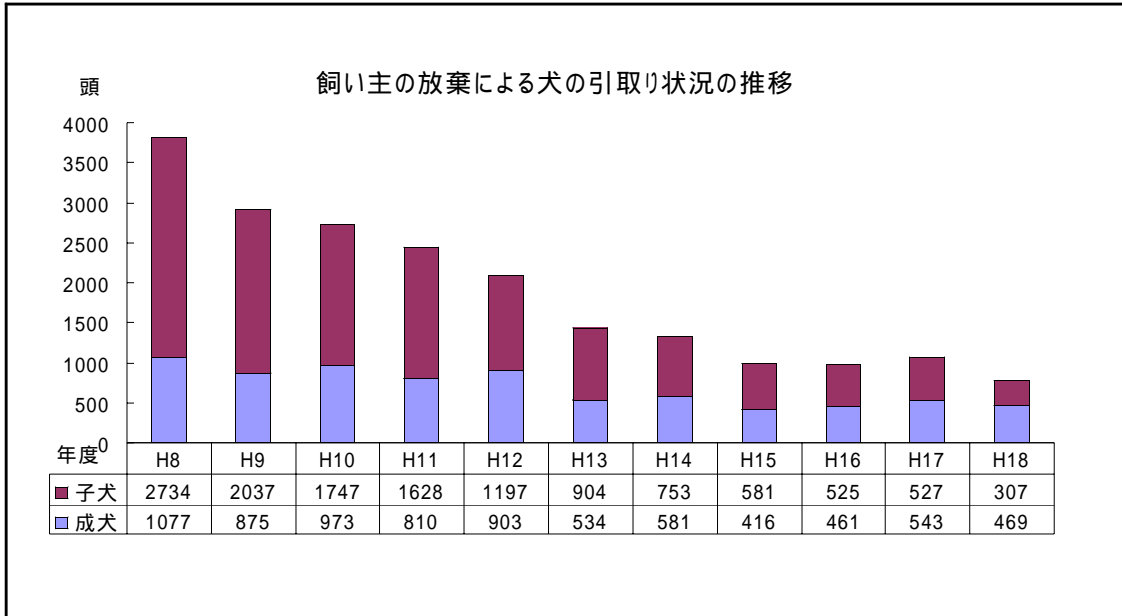
犬の致死処分頭数は、昭和60年度の約12,000頭をピークに年々減少しており、平成8年度以降の10年間では、約5分の1になっています。特に子犬の処分頭数は年々減少しています。

ねこの致死処分頭数については、平成元年度の約4,900頭をピークに徐々に減少し、平成18年度には1,889頭になりましたが、依然として多くの子ねこを致死処分しています。



## 2 犬の引取り

動物保護管理センター、保健所または市町に引取\*られる子犬の頭数は、年々減少していますが、成犬は、ここ数年横ばいです。犬を手放す主な理由は、「犬の世話を  
する人がいない」「引っ越しをする」など、飼養者の都合によるものと、「近所から苦  
情が来た」「犬が人を咬んだ」など、飼養者が犬を適正にしつけられなかったことに  
起因するものが半数以上を占めています。また、飼養者の終生飼養の意識も希薄で、  
安易に犬を手放す飼養者も多くいます。



## 3 ねこの引取り

ねこの引取り頭数については、平成13年度以降、2,000頭前後と横ばいです。犬、ねこの致死処分の項でも記載したように、子ねこの引取り頭数が8割以上と非常に多く、避妊手術の普及が進んでいないことが示唆されます。

## 【課題】

- 1 動物の飼養者に、動物の命を預かる者としての自覚と責任を促すことが必要です。
- 2 動物に所有者を明示することの意義および必要性について理解を深め、鑑札や名札などの装着率を高めることが必要です。
- 3 動物がみだりに繁殖しないための制限措置(避妊、去勢手術等)への理解を深めていくことが必要です。
- 4 動物販売業者が、動物販売時に購入者に対して、その動物の飼養方法や飼養者の責任と義務についての十分な説明を行うことが求められます。

## 【具体的事業】

### 1 終生飼養の普及啓発

県は、飼養者に対して動物の習性等を理解し、愛情を持って終生飼養することについて、関係団体などと連携して普及啓発します。

また、終生飼養できずに飼養者の都合によって持ち込まれる犬ねこについては、飼養者から、手数料を徴収することを検討します。

### 2 動物の遺棄防止の推進

動物の遺棄は動物愛護管理法において禁じられており、動物にとっても不幸な結果を生むことを、様々な機会をとらえて周知します。

### 3 鑑札、名札等、所有者明示措置の推進

脱走犬の収容を減少させ、収容した犬を所有者にできる限り早く返還するためには、所有者がわかる目印（鑑札や連絡先の書かれた名札の装着）の装着は大変効果があります。

県・市町は獣医師会の協力のもと、わかりやすい目印の装着、特に犬については鑑札の装着徹底を啓発します。

また、マスメディア等の広報媒体を活用した所有者明示措置キャンペーンを行います。

### 4 避妊・去勢措置の啓発の推進

県は、動物の飼養者の最も身近な相談者である開業獣医師の協力のもとに、飼養者に犬、ねこの避妊手術の必要性の啓発を実施します。

### 5 飼えなくなった動物の新しい飼養者を探す仕組みづくり

終生飼養出来なくなった時に、飼養者が相談できる窓口の設置を検討するとともに、自分の責任で新たな飼養者を探すことができるようなネットワークを、県、市町、関係団体などと協力してつくります。

### 施策3 狂犬病予防の推進

#### 【現状】

#### 1 犬の登録・狂犬病予防注射

生後90日を超えた犬は、狂犬病予防法の規定に基づき、登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。県内各市町において、毎年6,000～7,000頭の犬が新たに登録されていますが、登録数の増加に応じた狂犬病予防注射頭数の増加が認められない状況にあります。

また、犬の登録原簿数は、飼養者の住所変更や犬の死亡時における市町への届出が徹底されていないため、正確な頭数を反映していると言えない状況です。

また、ペットフード工業会の平成18年の「犬猫飼養率全国調査」データから県内の飼養頭数を推測しますと、10万頭以上の犬が飼養されていることになり、登録、注射頭数とも大幅に下回っています。

#### (犬の登録頭数および狂犬病予防注射頭数)

	H 8年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
新規登録頭数	9,907	6,362	6,248	7,320	6,644	6,854
狂犬病予防 注射頭数	50,208	54,152	53,507	55,053	55,108	55,831
登録原簿数	-	80,425	83,381	82,484	80,434	82,042
登録原簿から 算定した注射率	-	67.3%	64.2%	66.7%	68.5%	68.0%

#### 2 犬による事故

犬が人を咬んだとき、県は犬の飼養者に対して、当該飼い犬の狂犬病の検診、保健所長への届出および再発防止のための指導を行っています。

県では、狂犬病の発生に備えて平成18年8月に、「狂犬病発生時対応マニュアル」を作成し、関係機関および関係団体と合同で、県内での狂犬病発生を想定した演習を実施するなど、発生時における迅速な対応ができるよう努めています。

#### 【課題】

- 1 狂犬病の恐ろしさと犬の登録・狂犬病予防注射の実施の必要性について正しい理解を深め、登録と狂犬病予防注射の徹底が必要です。
- 2 狂犬病の発生に備えて、定期的な訓練の実施が必要です。

## 【具体的事業】

- 1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底  
県・市町は、獣医師会および動物販売業者の協力のもと、飼養者に対して犬の登録・狂犬病予防注射の実施について指導を強化します。
- 2 狂犬病発生時対策  
県は、市町および獣医師会と連携して、狂犬病発生時対応マニュアルに基づいた、定期的な研修および訓練を実施するとともに、「狂犬病発生時対応マニュアル」を定期的に見直し、整備に努めます。

## 施策4 動物取扱業の適正化

### 【現状】

- 1 動物取扱業の登録  
平成6年3月に制定された条例には、動物取扱業者の届出制度が導入され、県内の事業者の把握が出来るようになりました。

条例に基づく動物取扱業の届出数 (平成7年3月末現在)

	業種別届出数						計
	販売	繁殖(再掲)	保管	貸出	訓練	展示	
届出件数	47	-	81	2	8	1	139

平成17年に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業は登録制になり、約300施設に対して登録と立入検査を実施しました。特に、100頭以上の犬を飼養する繁殖業者については、重点的に立入検査を実施しています。

動物取扱業の登録および立入検査件数 (平成19年3月末現在)

	業種別登録数						計
	販売	繁殖(再掲)	保管	貸出	訓練	展示	
登録件数	187	153	139	0	13	8	347
立入検査件数	365	250	195	0	13	8	581

- 2 動物取扱責任者講習会の開催  
平成18年度以降、動物取扱業の登録業者に対して、動物愛護管理法に基づく動物取扱責任者\*講習会を県内3地域において実施しています。県内の動物取扱い施設には、350名の動物取扱責任者が選任、配置されています。

### 【課題】

- 1 動物取扱施設に係る迷惑苦情が発生しないよう効果的な指導が必要です。
- 2 動物の適正な飼養を社会全体として確保していくため、動物取扱業者が、動物の取扱いのプロとして、責任と役割を担うことが求められています。
- 3 動物取扱業者の自主的な衛生管理、資質の向上等、業界全体での取り組みが求められています。

## 【具体的事業】

### 1 動物取扱業施設に対する立入検査の徹底

動物販売業および動物展示業は、その業の特性上、多くの動物を飼養管理する機会が多く、また、一般の人へ模範的な飼養の見本となる施設であるべきことから、県は、法令の遵守と動物の習性や生理に沿った適正な飼養管理が行われるよう指導します。

また、関係事業者等と連携し、無登録業者の摘発に努め、発見したときは厳正に対処します。

### 2 動物取扱業者の資質の向上

(1) 事業所ごとに設置されている動物取扱責任者に対し、関係法令の遵守や動物由来感染症に関する知識の修得のための講習会を開催します。

(2) 動物取扱業者の組織化に向けた取り組みの支援や優良事業者の表彰制度の新設等、関係事業者団体と連携して、事業者の自主的な資質向上への取り組みが行われるよう支援します。

### 3 動物取扱業者に対する販売時説明の徹底を指導

多くの飼養動物は、動物販売業者から購入されていることから、販売時に購入者に対しその動物の飼養方法等、特に犬においては登録、狂犬病予防注射の必要性について説明を徹底するよう指導します。

## 施策5 動物の返還・譲渡の推進

### 【現状】

#### 1 犬の返還

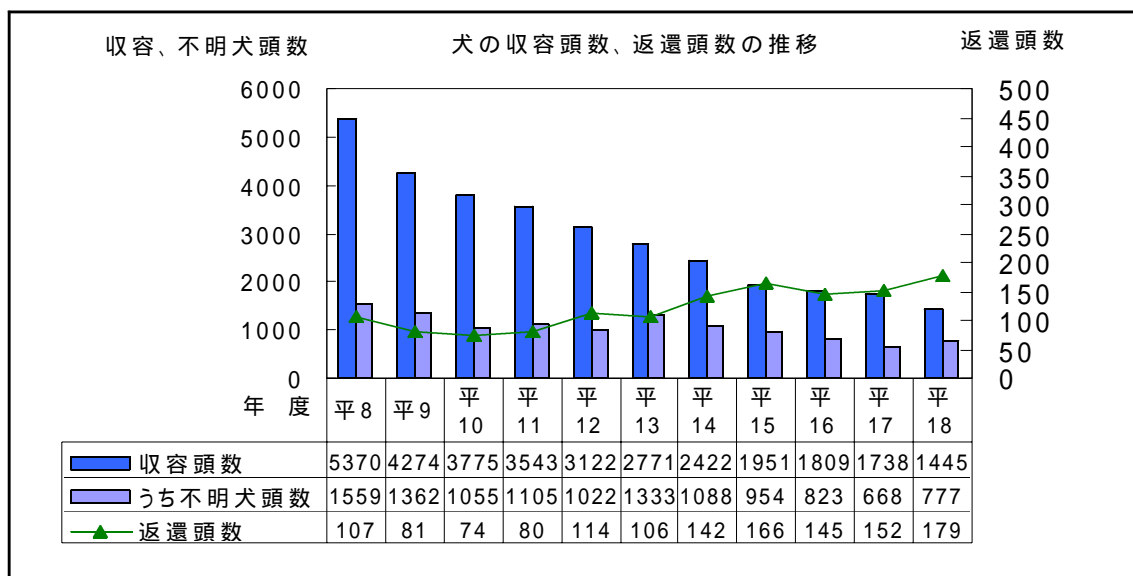
動物保護管理センターが収容した犬は、施設において7日間飼養管理しています。収容した犬の情報は、収容先の市町において4日間の公示、ホームページへの掲載、警察や市町からの脱走犬の情報を把握し、飼養者への返還に努めています。

犬の返還頭数は年々増加しており、平成18年度の実績では所有者不明で収容された犬のうち、179頭(23.0%)を飼い主に返還しました。

犬が脱走した原因を見ても、「首輪・リードが切れた、首輪が抜けた(40%)」、「ドアが開いたときやサークルの隙間から逃げた(30%)」、「犬を放したら帰ってこない(11%)」が主なものとなっています。

収容された犬には、鑑札や名札など、所有者明示の措置がほとんど行われていないため、飼い主を特定することが困難な状況にあります。





## 2 犬・ねこの譲渡

子犬は、「子犬の譲渡教室」を月2回開催して、飼養希望者に飼い方の講習会を行い、譲渡しています。成犬とねこは、飼養希望者からの申し込みにより、希望する犬・ねこを事前に把握し、希望に合致し飼養に適した犬・ねこを譲渡しています。

### 収容した動物の譲渡状況

年度	項目	犬の収容頭数	犬の譲渡数	譲渡率	ねこの譲渡数
平成8年度		5,370頭	子犬290頭	5.4%	0頭
平成13年度		2,771頭	子犬343頭 成犬21頭	13.1%	4頭
平成18年度		1,445頭	子犬177頭 成犬29頭	14.3%	42頭

### 【課題】

- 1 犬・ねこの譲渡率は年々向上していますが、動物保護管理センターに収容された全ての犬・ねこの頭数からすると低い譲渡率であり、その改善策が必要です。
- 2 犬がいなくなったときに、飼養者が容易に情報収集することができるよう、関係機関による情報の共有化と情報発信が必要です。
- 3 ねこは、自立可能な子ねこの引取りが少なく、譲渡することが困難です。

### 【具体的事業】

#### 1 飼養者への返還の推進

収容した犬・ねこは、市町や警察との情報交換を密にし、インターネット等を利用して収容情報を発信する等、飼養者への返還に努めます。

#### 2 譲渡事業の推進

収容した犬・ねこは、個別に適正な飼養管理を行うとともに、環境省が作成した「譲渡支援のためのガイドライン」を参考に、関係団体やボランティア等との連携を図り、新たな飼養者への譲渡を推進します。

## 施策6 動物愛護の普及啓発

### 【現状】

#### 1 動物愛護の普及啓発事業

##### (1) 動物とのふれあい

動物保護管理センターでは、引き取った子犬をふれあい広場で飼養し、一般の来場者が子犬と自由にふれあえるようにしています。

また、動物とのふれあいを通して動物の命の大切さを感じてもらうために、犬や小動物との接し方、犬に咬まれないための話など、小学校低学年の児童、園児を対象とした「動物ふれあい教室」を開催しています。

平成18年度は、「動物ふれあい教室」に県内の小学校や幼稚園、保育園などから28団体 1,317人の参加がありました。

##### (2) 動物体験学習・総合学習

動物保護管理センターでは、小学校高学年以上の児童、生徒を対象に動物の飼養を体験し、動物への理解を深めてもらうため、「体験学習・総合学習」を実施しています。

平成18年度は、体験学習に県内の小学校等から26団体 238人の参加がありました。

#### 2 動物愛護週間事業

昭和61年から（財）滋賀県動物保護管理協会では、毎年9月20日～26日の動物愛護週間中に動物愛護フェスティバルを開催しています。県も毎年動物愛護フェスティバルの開催に協力するとともに、「動物となかよく暮らそう！」というテーマで絵画を募集し、優秀作品の表彰を行っています。

動物愛護フェスティバル参加者 毎年3,000人前後

動物とのふれあいコーナー、長寿犬・動物愛護功労者等の表彰、犬のしつけ方教室、盲導犬の実技演習等

「動物となかよく暮らそう！」絵画の表彰 応募数約1,500点 表彰数15～20点

### 【課題】

- 1 動物愛護の普及啓発をさらに推進するため、関係機関、関係団体およびボランティアとの連携が必要です。
- 2 動物の愛護意識を養うためには、幼少期から動物とのふれあいや適正飼養の経験が重要なことから、教育機関との連携が必要です。
- 3 動物に関する正しい知識を深めるため、各種の情報を提供する必要があります。
- 2 盲導犬や介助犬等の普及のため、身体障害者補助犬についての理解を深める必要があります。

## 【具体的事業】

- 1 動物愛護普及啓発事業の効果的な実施  
県は、動物関係団体と協力し、愛護と適正な飼養についての関心と理解をより深めるため、動物愛護週間中に効果的な普及啓発事業を行います。
- 2 教育機関等との連携  
教育機関等との連携を図り、保育園、幼稚園、小学校など、成長期に応じた動物への接し方や動物を慈しむ心を育てるための事業を実施します。  
また、学校で飼養される動物が適正に取り扱われるよう、獣医師会等関係団体と連携し、普及啓発します。
- 3 情報提供  
動物の生態、飼養方法、関係法令など、動物に関する情報を県のホームページや広報誌など、様々な方法で積極的に提供します。
- 4 身体障害者補助犬等の普及啓発  
盲導犬や介助犬など、身体障害者の補助をする犬についての理解を深めるため、関係機関や団体などと連携して啓発します。

## 施策7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進

### 【現状】

平成6年3月に条例が制定され、中型以上のサルを飼養する場合は、特定動物として届出または許可の取得が必要となり、県内学術研究施設の一部の把握が出来るようになりました。しかし、特定動物以外の実験動物を飼養する場合は届出等の対象施設となっていないため、飼養されている動物、飼養施設の状況等その飼養実態は十分に把握できていません。また、牛、豚、鶏などの産業動物の飼養については、動物愛護の観点から、より一層の取り組みが望まれます。

### 【課題】

動物愛護管理の観点からの適正な飼養管理の指導に当たっては、関係機関との連携を図ることが必要です。

### 【具体的事業】

関係機関や関係団体と連携して、実験動物飼養施設における飼養状況を把握するとともに「苦痛の軽減[Refinement]、使用数の制限[Reduction]、代替法の活用[Replacement]（3Rの原則）\*」の普及啓発や、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に沿った自主管理の促進に努めます。また、産業動物についても、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知します。

## 施策8 災害時等の体制整備

### 【現状】

県および市町の防災計画や国民保護計画の中に、動物愛護に配慮した内容が盛り込まれるよう進めています。しかし、避難所などにおいて飼養者とともにいる飼養動物の取扱い、迷子になった動物の取扱い、特定動物に対する対応などが確立されていません。

### 【課題】

- 1 災害時には、県で把握している特定動物の飼養状況を確認するとともに、逃げ出した飼養動物による人への危害を防止、被災したペット動物の一時的な保護などを行うことができる体制の整備が必要です。
- 2 被災者が動物とともに避難できない場合の対応や、避難所で一緒に生活する場合などにおける衛生確保対策など、他の人に迷惑をかけないための対策が必要です。  
また、これらの被災した動物が新しい環境に適応しやすくするために、日頃から常にしつけを行っておく必要があります。

### 【具体的事業】

- 1 動物による危害防止  
災害時において、動物による人への危害を防止するために、特定動物の飼養者や、動物取扱業者など、多数の動物を飼養する飼養者に対し、日頃からの飼養管理の徹底と、脱走時の対応について指導します。  
また、災害発生時には、県は特定動物の飼養状況について直ちに確認するとともに、徘徊動物による人への危害を防止するための対策を講じます。
- 2 地域における災害発生時対応の体制整備  
地域において、県・市町・関係団体・ボランティア等が連携して動物を救護するためのネットワークをつくります。  
特に、被災した動物の一時保管場所の確保、動物とともに避難する場合の避難場所の整備等について、検討します。
- 3 対応マニュアルの作成  
県は、市町・獣医師会等の関係団体と協議し、災害発生時の衛生確保などに係る具体的な対応マニュアルを作成します。

## 施策9 関係者間の協力体制の構築

### 【現状】

滋賀県の動物愛護管理業務は次のような体制、役割分担で行っています。

**動物保護管理センター** → 県の動物愛護管理行政の基幹施設として業務を一元的に実施

- 狂犬病予防法および条例に基づく犬の収容管理
- 動物愛護管理法に基づく犬およびねこの引取り、収容管理
- 収容した動物の飼養者への返還、希望者への譲渡
- 動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可および施設の立入検査
- 動物の適正飼養指導
- 動物愛護の普及啓発

#### 保健所

- 狂犬病予防法に基づく狂犬病発生時対応
- 動物愛護管理法に基づく犬およびねこの引取り
- 咬傷事故発生時の一次対応と事故届の受理

#### 市 町

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録、注射事務
- 動物愛護管理法に基づく犬の引取り
- 住民からの動物飼養にかかる苦情対応
- 狂犬病予防法および条例に基づく犬の収容等への協力

#### (財)滋賀県動物保護管理協会

- 動物の収容および適正飼養の普及啓発
- 県からの動物愛護管理業務の受託、県の事業への協力
- 動物愛護の普及啓発

#### (社)滋賀県獣医師会

- 市町で行う狂犬病予防業務への協力
- 学校飼養動物啓発事業、動物ふれあい事業
- 県の事業への協力

## 【協力体制の構築】

### 県の役割

動物愛護管理業務推進の方針や施策を決定し、動物による迷惑苦情防止のための適正飼養指導および人への危害防止を行うとともに、関係機関・関係団体が連携協力して事業を実施するために、総合的な調整を行います。

#### (1) 県における連携体制の構築

動物愛護管理施策を推進するため、県関係機関、市町、関係団体などで構成する協議会を設置します。協議会において、県域・地域課題に対する施策、取り組み方法などの協議を行います。

#### (2) 地域における連携体制の構築

動物保護管理センター、保健所、市町、関係団体および県民などで構成するネットワークの整備を図り、それぞれの特性を生かして各種事業に取り組むとともに、狂犬病や災害発生時などにおける危機管理体制の整備を図ります。

#### (3) 動物愛護推進員の委嘱

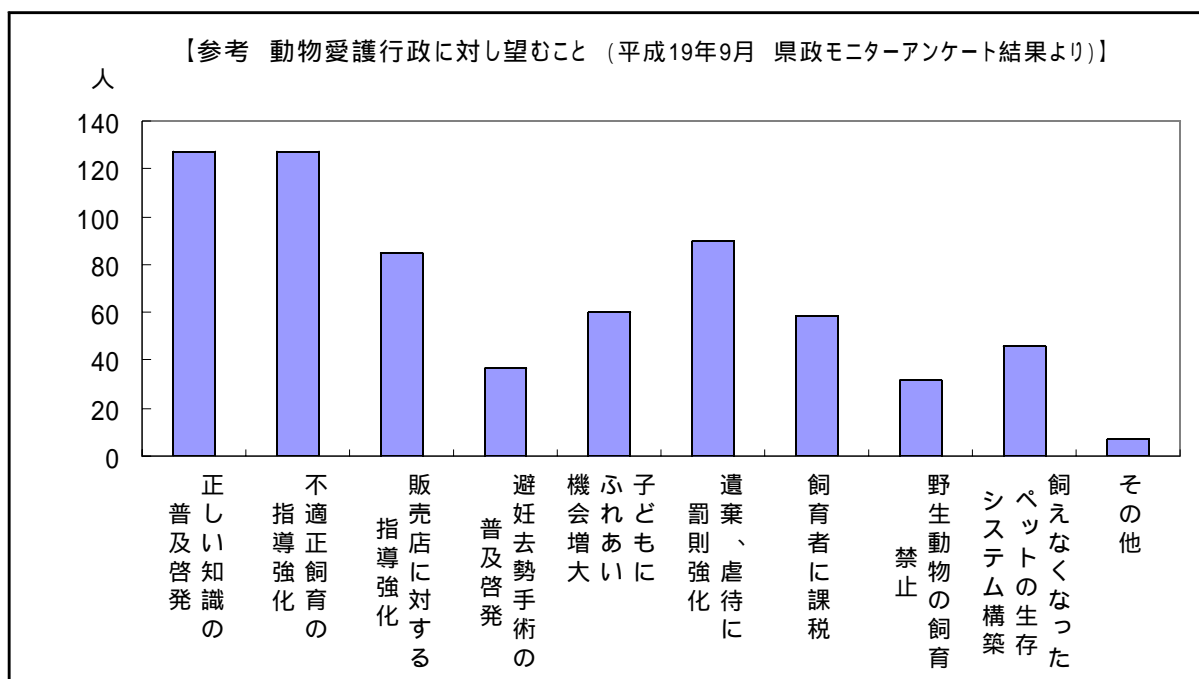
地域における動物愛護管理の推進のため動物愛護推進員を委嘱し、地域の実情を踏まえた活動を推進するため、動物愛護推進員の研修会を開催します。

### 市町の役割

動物の飼養に起因する生活環境の侵害防止および人への危害防止に係る県の施策への協力を行うとともに、地域と県との調整等、地域の生活環境保全のための施策や事業を側面から支援することが望まれます。

### 関係団体の役割

動物の適正飼養や動物愛護の普及啓発のために、県が行う施策に協力するとともに、人と動物が共生する社会を築くための事業を実施することが期待されます。



## 第4章 計画の総合的な推進

### 1 計画の周知

この計画を市町、関係機関および関係団体に周知するとともに、広報・ホームページなどにより広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

### 2 県民の意志の反映

動物の愛護および管理に関する意見を広く求め、県民の意見を施策に反映します。

### 3 計画の進行管理

毎年、この計画の達成状況について把握・評価を行い、策定後5年を目途として、必要に応じてその見直しを行います。

【参考資料】 用語集

- 動物の引取り  
飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなった犬、ねこおよび飼い主がわからない犬、ねこを、保健所または動物保護管理センターで引き取ること。
- 動物の収容  
保健所または動物保護管理センターで引き取られた犬、ねこおよび住民からの依頼により捕獲された犬を、動物保護管理センターに持ち込むこと。
- 動物の譲渡  
動物保護管理センターに収容された犬、ねこについて、新たな飼い主を探して譲ること。
- 動物の返還  
動物保護管理センターに捕獲・収容された犬、ねこが、元の飼い主のところに戻ること。  
(返還率)  
収容された犬およびねこのうち、飼い主に返還されたものの割合。  
(返還・譲渡率)  
収容された全ての犬およびねこのうち、返還または譲渡されたものの割合。
- 特定動物  
トラ、ニホンザル、クマ、ワニ、マムシなど人の生命、身体または財産に害を加えるおそれのある動物のこと。動物愛護管理法に基づき、約650種が選定されている。特定動物の飼養または保管を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 狂犬病  
動物由来感染症の1つで、狂犬病ウイルスが原因。ほ乳類全般に感染し、咬傷等により人にも感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。
- 3Rの原則  
国際的に普及・定着している実験動物及び実験動物の福祉の基本理念のことで、Russell & Burchによって1959年に提唱された。苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)と、頭文字が3つともRであることから、3Rの原則という。
- 所有者明示措置  
鑑札や名札、マイクロチップ等の装着により、個体識別が出来るようにすること。
- 動物愛護推進員  
地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事または政令指定都市および中核市の市長から委嘱を受けて、犬、ねこ等の愛護と適正飼養の重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者をいう。
- 動物取扱業  
動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物愛護管理法の規定により業を営もうと



する者は、知事の登録を受けなければならない。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。動物取扱業には、次の種別がある。

(販売)

動物の小売や卸売やそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。

(貸出し)

動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。

(保管)

動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッター、ペット美容など。

(訓練)

顧客の動物を預かり訓練を行うことを業とするもの。訓練・調教業者など。

(展示)

動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。

○ 動物取扱責任者

動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法の規定により、知事が実施する動物取扱責任者研修を1年に1回以上受講する義務がある。

○ 動物由来感染症

感染症のうち、種の壁を越えて人と動物とに感染性を示す感染症の総称。「人獣共通感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機構(WHO)では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義している。

○ 負傷動物

動物愛護管理法で定められた、道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、または負傷した犬、ねこ等の動物のことをいう。負傷動物の発見者は、飼い主等に対して通報するよう努めなければならない。

○ マイクロチップ

2mm×12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。15桁の数字が電子データとして書き込まれている。皮下に注入し、専用のリーダー(読取機)で感知してデータを読み取る。